

吉備中央町立吉備高原小学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年4月 策定 (令和6年4月 改定)

いじめに関する現状と課題

・本校は小規模校であり、比較的落ち着いた教育環境にある。しかし、クラス替え等がないため人間関係が固定化しがちであるとともに、子どもたちは今後の関係を意識してトラブルが表面化することを避けようとする傾向があるため、人間関係のこじれが内向しがちである。そのため、表面化した問題行動の原因が、数年前からの人間関係の小さなトラブルの蓄積によるケースもあった。「いじめ」についても発生件数は少ないものの、同様の傾向が見られるため、児童観察に加え、アンケートや心理検査、他の児童の言動等から人間関係のトラブルやいじめを早期発見することが必要である。

・R5年度のいじめ認知件数は6件であり、2件は解決に至っている。児童や保護者からの訴えから発覚し、関わりのあった児童に話を聞いたり保護者に状況報告を行ったりしながら指導を行い、解決へ向かうようにしている。その他、いじめまでには至らなくても、児童同士のトラブルは起こっている。1つ1つの問題を個人で対応するのではなく、情報共有しながら組織として対応していく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、どの学校・学級でも起こり得るが、人権を侵害する決して許されない行為であるといった強い認識に立つ。

・互いが尊重される支持的風土のある学級づくりを進めるとともに、児童がよりよい人間関係をつくっていくことのできる力を育成する。

・教職員の日常的な児童観察や相談活動、定期的なアンケート、教育相談やSC等との連携を通して、いじめの早期発見・早期対応に努める。

<重点となる取組>

- ・ピア・サポートやソーシャルスキル教育、特別活動の充実等を通して、よりよい人間関係づくりを推進する。
- ・hyper-QUの活用やアンケート等により児童の実態把握に努め、互いを認め合う支持的風土のある学級づくりを推進する。
- ・情報モラル教育を推進し、インターネット等の危険性や適切な利用についての理解を深める。
- ・いじめ防止のポスターや標語の作成等により、いじめを許さないという意識を高める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・PTA総会やHP等で学校のいじめ問題に対する取組方針を説明し、保護者の理解と協力を得る。
- ・学校運営協議会や児童委員・民生委員等、地域の方の協力も得ながら、児童の学校外での生活の様子についての情報を提供していただき、早期発見につながるようにする。
- ・PTAを対象にした情報モラルに係る研修会を開催し、インターネット等の危険性や適切な活用についての理解を深める。
- ・親育ち応援プログラム等を通して、保護者同士のつながりを強めたり、子育てに関する理解を深めたりする。

学 校

いじめ対策委員会

- <いじめ対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正及び発生したいじめ事案への対応
- <いじめ対策委員会の開催時期>
- ・年2回の開催(必要となった場合は随時)
- <いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・直近の職員会議等で全教職員に周知する。なお、緊急の場合は終礼等で伝達する。
- <構成メンバー>
- ・校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、(該当担任) PTA会長、SC、SSW
 - ※必要があれば、外部機関と連携をとる。

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・岡山県教育委員会
- ・吉備中央町教育委員会
- ・町保健課
- ・岡山北警察署
- ・児童相談所

<連携の内容>

- ・重大事態発生時の報告、相談
- ・ケース会議の開催
- ・児童・保護者支援の専門スタッフの派遣(SC、SSW等)
- ・非行防止教室の開催

<学校側の窓口>

- ・教頭(校長)

学 校 が 実 施 す る 取 組

| | |
|---------------|--|
| ① いじめの未然防止 | <p>【居場所づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の根幹に人間関係づくり・居場所づくりを位置付け、ピア・サポートやソーシャルスキルトレーニング等を計画的に実践することで、互いが尊重される支持的風土のある学級をつくる。 <p>【特別活動等の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班活動等、異年齢集団の活動(縦割り班掃除、なかよし遊び等)を通して、思いやりや感謝の心を育てる。 <p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に、本校のいじめ問題対策基本方針を確認し、全教職員の共通理解を図る。 ・「hyper-QU」の実施(4～6年)とその結果の分析、ピア・サポートやソーシャルスキルトレーニングについての研修を計画的に行う。 <p>【情報モラル教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめ防止のため、インターネットの危険性や適切な活用について、発達段階に応じた情報モラルに関する授業を行う。 |
| ② 早期発見 | <p>【実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケート(年3回)を実施するとともに、年2回の教育相談を行うことでいじめの早期発見を図る。 ・「hyper-QU」を実施し、学級集団の状況や集団の中における一人一人の位置付け、学級不適応傾向等を客観的に把握する。 <p>【相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が子どもたちにきめ細かい声かけを行い、児童が教職員に相談しやすい雰囲気醸成する。また、保護者へも同様に、日頃から児童の頑張りや小さな変化等について連絡を行い、いつでも相談できる関係づくりに努める。必要に応じて、SCやSSW等を積極的に活用していく。 <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日の終礼等で児童に関する情報を報告・共有する場を設けるとともに、気になる児童の様子や行動等の情報が職員間で共有できるようにする。 <p>【家庭・地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との懇談会等を活用したり、学校運営協議会で話題にしたりすることにより、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見を図ることができるようにする。 |
| ③ いじめへの対処 | <p>【いじめの事実の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに正確な情報の収集に努め、いじめの事実の確認を行う。 <p>【いじめへの組織的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を確認した場合には、いじめ対策委員会を開催し、組織的な指導体制を整える。また、町教育委員会に報告し、必要に応じて指示や指導を仰ぐ。 ・教職員で共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を明確にして対応する。 <p>【いじめられた児童への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童の保護を最優先し、心配や不安を取り除くよう支援する。その際、必要に応じて、SCやSSW等との連携を図る。 <p>【いじめた児童への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、自分が行った行為がどれだけ相手を傷つけたかということについてしっかりと認識させ、いじめは決して許されない行為であることを理解させるとともに、保護者の協力を得ながら適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、いじめが行われた背景を十分に把握し、いじめが再発することのないように、周囲の児童に対しても適切な指導を行う。特に、いじめを知らず傍観していた児童に対しては、傍観はいじめの負担に当たることをしっかりと認識させる。 <p>【いじめ対応後の指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが解消しているかどうか、少なくとも3か月間は状況を注視し、児童の心身の状況を確認する。 ・いじめ発生に至った要因を分析し、全職員の共通認識を図るとともに、学級経営や道徳教育の改善に生かし、児童への継続的な指導を通して再発防止に努める。 |